

## 6

## 外出支援サービス事業

(外出を手助けするサービス)

◆担当窓口 介護長寿課 ☎973-3208

心身の理由により、介助なしではバスやタクシーを利用できない高齢者に対して、リフト車やストレッチャー付きの福祉車両を使い、病院通院や外出のお手伝いをします。(週に1回程度)

- 《利用条件》①介助なしではバスやタクシーを利用することが困難な高齢者(車いす利用者等)  
②65歳以上、在宅で生活している高齢者  
③住民税非課税世帯

## 7

## 家族介護慰労金支給事業

(介護保険サービスを利用せずに、要介護者を在宅で介護しているご家族に慰労金を支給するサービス)

◆担当窓口 地域包括支援センター ☎973-5112

寝たきりの方を介護しているご家族に対して、慰労金10万円(1年に1回)を支給します。

- 《支給条件》①要介護認定で要介護4~5(相当含む)と認定された40歳以上のかたを在宅で介護している方  
②要介護者と介護者が住民税非課税世帯であること。  
③認定開始日より1年間介護保険サービスを利用してないこと。(3ヶ月以上の長期入院がないこと)  
④要介護者に介護保険料の未納がないこと

※ 申請後に訪問調査の上、支給可否が決定されます。

## 8

## 食の自立支援サービス事業

(食事を配達するサービス)

◆担当窓口 地域包括支援センター ☎973-5112

病気などの理由により、食事を作ることができなくなった高齢者に栄養のバランスのとれた食事を提供します。

《利用料》1食あたり:400円

- 《利用条件》①介護保険認定を受けていない高齢者  
②65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯  
③住民税非課税世帯

※ 申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます。



## 9

## 軽度生活援助事業

(ヘルパーを派遣するサービス)

◆担当窓口 地域包括支援センター ☎973-5112

ヘルパーを派遣して日常生活上の援助(居室の掃除・食事の用意など)を行います。

《利用料》1時間あたり:120円

- 《利用条件》①日常生活を営むことに支障があり、介護保険認定を受けていない高齢者及び介護予防・日常生活総合事業対象者とされていない高齢者  
②65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯  
③住民税非課税世帯

※ 申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます。



※上記のサービスを受けるには、うるま市介護長寿課・地域包括支援センターの窓口で申請が必要です。

その他にも、地域公民館でのミニデイサービスや社協の生きデイサービス等のふれあい交流事業、家族介護支援事業、その他高齢者福祉サービスがありますので、詳しくは市役所介護長寿課か地域包括支援センターまでお尋ねください。

うるま市福祉部介護長寿課

☎973-3208

うるま市地域包括支援センター

☎973-5112